本チェックシートは【若手育成枠】への提案のみ、ご提出ください。

それ以外の公募課題への提案については、作成不要です。

**安全保障貿易管理に係るチェックシート**

公募要領「II. ２．（４）安全保障貿易管理について」を参照し、研究開発提案書（別紙7）ProjectDescription（英語で作成）に「貨物等省令第２条の２　第１項」における以下の物品に関する研究が含まれているかを確認の上、各項目について「含む」もしくは「含まない」のいずれか該当する方の「□」を「■」と記載すること。含む場合には、該当する物品名を○で囲み、提案書中の当該物品の製造、設計（※）に関する記載の有無について該当する方の「□」を「■」と記載すること。

**なお、本紙の内容は研究開発提案の採否には一切影響しない。**

※製造とは･･･すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

設計とは･･･一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

**研究開発代表者名**：

**研究開発課題名**：

貨物等省令第２条の２　第１項※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **物品名** | **左記物品に関する研究** | **提案書別紙7中に左記研究に関する製造、設計に関する記載** |
| 第一号 | ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ五又はＨ七のＨ抗原を有するものに限る。）、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成１９１８年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（Ｈ５又はＨ７のＨ抗原を有するものに限る。）、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―１、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス 、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス | □含む  （→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）  □含まない | □記載有  （→記載されている項目番号；　　　）  □記載無 |
| 第二号 | 細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ２６、Ｏ４５、Ｏ１０３、Ｏ１０４、Ｏ１１１、Ｏ１２１、Ｏ１４５及びＯ１５７）、発疹チフスリケッチア、バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌Ｆ38株、野兎病菌又は類鼻疽菌 | □含む  （→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）  □含まない | □記載有  （→記載されている項目番号；　　　）  □記載無 |
| 第三号、  第四号 | 毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ１、ベータ２、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT－２トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、 コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシスシルペノール、T－２トキシン、テトロドトキシ ン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン、およびそのサブユニット | □含む  （→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）  □含まない | □記載有  （→記載されている項目番号；　　　）  □記載無 |
| 第五号 | 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース３及び次亜種２ | □含む  （→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）  □含まない | □記載有  （→記載されている項目番号；　　　）  □記載無 |
| 第六号 | 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。）であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。）であって次のいずれかの塩基配列を有するもの  イ　第一号に該当する遺伝子  ロ　第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することができるもの（血清型Ｏ２６、Ｏ４５、Ｏ１０３、Ｏ１０４、Ｏ１１１、Ｏ１２１、Ｏ１４５、Ｏ１５７その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のものを除く。）  ハ　第三号又は第四号に該当するもの | □含む  （→該当する物品を○で囲み、右欄もチェックする）  □含まない | □記載有  （→記載されている項目番号；　　　）  □記載無 |

※各物品の詳細等については、経済産業省HPの安全保障貿易管理（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/）を参照すること。